

公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）において、法人の業務を自主的かつ継続的に改善及び向上させていくための内部質保証システム（以下「内部質保証システム」という。）に関し、法令及び法人の規程等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(PDCA サイクル)

第2条 内部質保証システムにおいては、次に掲げる作業の繰返し（以下「PDCAサイクル」という。）により、法人の大学業務の改善及び向上を図るものとする。

- 一 計画（P） 目標及び計画の策定又はその改定の作業
- 二 実施（D） 計画の実施及びその成果測定の作業
- 三 点検（C） 中間結果の点検及び実施方法等の改善措置の策定の作業
- 四 行為（A） 改善措置による計画の実施及びその成果測定の作業

2 一つのPDCAサイクルの期間が終了したときは、目標及び計画の達成度を評価し、この評価を次期の目標及び計画の策定に活用しなければならない。

(PDCA サイクルの種類)

第3条 内部質保証システムは、次の各号に掲げるPDCAサイクルにより構成し、その目的及び期間は当該各号に定めるとおりとする。

- 一 中期計画サイクル 法人の業務全般の改善及び向上、6年
- 二 年度計画サイクル 法人の業務全般の改善及び向上、1年
- 三 教員活動改善サイクル 教員活動の改善及び向上、1年
- 四 事務職員業務改善サイクル 事務職員業務の改善及び向上、1年
- 五 授業改善サイクル 学生の授業評価による教育の改善、1年
- 六 教育・教育環境改善サイクル 学生満足度調査による教育及び教育環境の改善、1年
- 七 FDサイクル 教員の集合研修による教育の改善及び向上、1年
- 八 SDサイクル 教職員等の集合研修による職務の改善、1年
- 九 アドミッションサイクル 学生の受入方法の改善、学群4～6年、研究科2～6年
- 十 カリキュラムサイクル 教育課程編成の改善、学群4～6年、研究科2～6年
- 十一 ディプロマサイクル 授与学位の基準及び種類の改善、学群4～6年、研究科2～6年
- 十二 施設整備サイクル 施設及び備品の改修等、1年及び6年
- 十三 法令適合点検サイクル 学内規則、規程等の制定及び改廃、1年

(中期計画サイクル及び年度計画サイクル)

第4条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条及び第27条に定める中期計画及び年度計画の策定については、次のとおり行うものとする。

- 一 中期計画サイクル 学群・研究科、センター、委員会、事務局等の各組織（以下「各組織」という。）は、評価委員会（公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号）第20条第1項に規定する評価委員会をいう。以下同じ。）の指示に基づき、中期計画期間の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評価を行い、これに基づき計画の実施方法の改善措置を講じること。
- 二 年度計画サイクル 各組織は、評価委員会の指示に基づき、年度の実施結果の点検を行い、これに基づき翌年度の計画の策定に反映させること。

(教員活動改善サイクル)

第5条 教員活動改善サイクルにおいては、原則として、全ての教員は、自ら活動計画を立て、実績を整理し、活動の振り返りを行い、それをもとに、さらに次期の活動計画を立てるものとする。

(事務職員業務改善サイクル)

第6条 事務職員業務改善サイクルにおいては、原則として、全ての事務職員は、自ら業務の目標を立て、業務を遂行し、その達成状況について自己申告を行い、評価者からの評価結果を踏まえ、次期の業務目標を立てるものとする。

(授業改善サイクル及び教育・教育環境改善サイクル)

第7条 授業改善サイクル及び教育・教育環境改善サイクルについては、次のとおり行うものとする。

- 一 授業改善サイクル 原則として、全ての教員は、学生の授業評価等に基づき授業の点検・評価を行い、「授業改善計画」を作成し、各教育組織は、それらに基づく点検・評価を行い、「教育改善計画」を作成し、カリキュラムセンターに報告するとともに、この計画を実施すること。
- 二 教育・教育環境改善サイクル 各組織は、学生満足度調査等に基づき教育及び教育環境を点検・評価し、改善が必要な事項については「改善計画書」を大学評価委員会（公立大学法人宮城大学基本規則第35条の2第1項に規定する教育研究等評価委員会をいう。以下同じ。）に提出し、この計画を実施すること。

(FDサイクル及びSDサイクル)

第8条 教員集合研修（以下「FD」という。）及び教職員等集合研修（以下「SD」という。）については、次のとおり行うものとする。

- 一 FDサイクル 各教育組織は、教育の内容及び方法に係るFDを計画的に実施し、その結果や今後の改善計画等をカリキュラムセンターに報告すること。
- 二 SDサイクル 各組織は、教職協働の観点から教育の内容及び方法に係るSDを計画的に実施し、その結果や今後の改善計画等をカリキュラムセンターに報告すること。

(教育ポリシーサイクル)

第9条 宮城大学教育ポリシーを構成するアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーについては、次のとおり行うものとする。

- 一 アドミッションサイクル アドミッションセンターは、入試実績（志願倍率、入試成績等）、入学者アンケート調査、GPAによる入学後の追跡調査等により、アドミッションポリシーに基づく学生受入結果を一定期間測定し、その分析結果に基づき、必要に応じてアドミッションポリシーを改定し、入試方法の改善及び改革を行うこと。
- 二 カリキュラムサイクル カリキュラムセンターは、学生満足度調査、GPAによる成績調査、その他調査等により、カリキュラムポリシーに基づく学修成果を一定期間測定し、その分析結果に基づき、必要に応じてカリキュラムポリシーを改定し、カリキュラムの全面的又は部分的な改正を行うこと。
- 三 ディプロマサイクル 各教育組織は、就職状況調査、志願状況調査、その他調査等により、ディプロマポリシーに基づく各学位授与者に係る社会からのニーズ及び社会での活躍状況を一定期間測定し、その分析結果に基づき、必要に応じて単位授与及び学位授与の要件の改正、カリキュラム及び履修科目構成の改正、入試方法の改正並びに教育研究組織の再編及び改廃について検討し、これらを実施すること。

(施設整備サイクル)

第10条 施設設備サイクルについては、次のとおり行うものとする。

- 一 中・小規模改修及び備品整備 財務・施設担当理事及び事務局は、毎年の定期的な学内調査に基づき、改修及び整備の項目を整理するとともに、緊急度、効果等を検討し、優先度の高いものから実施すること。
- 二 大規模改修及び新規の建設 財務・施設担当理事及び事務局は、中期計画において施設整備計画を策定し、これを設置団体の宮城県に提出し、その出資又は補助金により実施すること。緊急度及び必要性の高いものについては、当該施設整備計画に計画のない場合であっても、同様とする。

(法令適合点検サイクル)

第11条 法令適合点検サイクルについては、各組織が大学設置基準等関係法令に対する適合性について点検を行い、その結果に基づき、必要に応じて学内規則規程等の制定及び改廃を行うものとする。

(PDCAサイクルの進行管理)

第12条 内部質保証システムの進行管理は、大学評価委員会が行う。

(PDCAサイクルの実行)

第13条 担当理事、副学長、学群長、基盤教育群長、研究科長、事務局長、センター長等は、PDCAサイクルの実行責任者として、必要に応じて、関係する組織の議を踏まえて、計画(P)、実施(D)、点検(C)及び行為(A)に当たるものとする。

(学長の面談)

第14条 学長は、教員活動改善サイクル及び授業改善サイクルにおいて、必要に応じて、直接教員と面談し、改善計画の実施を指示することができる。

(達成度評価)

第15条 一つのPDCAサイクルの期間が終了したときは、別に定めのある場合を除き、原則として、中期計画サイクル及び年度計画サイクルに基づき、各組織が自ら評価した目標及び計画の達成度を、大学評価委員会の委員長(以下「大学評価委員長」という。)が最終評価するものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、内部質保証システムに関し必要な事項は、大学評価委員長が定める。

附 則

この実施要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(学部に係る経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から学部在籍する者が当該学部在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱第11条の規定の適用については、「学群長」とあるのは、「学群長、学部長」と読み替えるものとする。

附 則

この実施要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和元年9月25日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和7年3月27日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和7年4月1日から施行する。